

## 重要な会計方針等

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法によっている。
- 2 動産不動産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  

動産不動産	20,074,228,232円
-------	-----------------
- 3 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3 / 1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3 . 0 / 1000である。
- 4 その他財務諸表作成のための重要な事項
  - (1) 消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。
  - (2) 繰延勘定の処理方法  
債券発行費  
日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、発生した期に全額償却している。  
債券発行差金  
日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（4、5、6、7、10、12、15又は20年間）内で均等償却している。
  - (3) 延滞債権額  
貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、43,845,361,726円となっている。
  - (4) クレジットデリバティブ取引  
当該取引にかかる信用リスクの引渡取引の契約額は20,000,000,000円となっている。